

平成28年度居宅介護支援事業ふるさと有瀬事業計画

【基本方針】

ふるさとらしいサービスの提供とは常にサービスを提供される側の立場や気持ちを考えたサービスを提供することである

【年間目標】

- (1) 事業所運営の安定と拡大
- (2) 在宅生活継続への支援
- (3) 地域や関係機関との連携
- (4) 介護支援専門員としての資質・専門性の向上

【実践計画】

- (1) 事業所運営の安定化と拡大
 - ・介護給付、予防給付を含めて上限件数までの給付管理件数を意識し確保していく。事業所としての平均担当件数は一月当たり43件を目標とする。
 - ・新規利用者獲得の為、あんしんすこやかセンター、病院、各事業所に対してケアプラン作成ができる状態であることを伝え利用者の獲得を行う。
 - ・ケアマネジャーの増員を行い、事業所の拡大を目指す。
 - ・経費の節減を意識し、通信費、事務用品費、燃料費などの出費を出来るだけ抑え節減に取り組む。
- (2) 在宅生活継続への支援
 - ・要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り自宅において、本人の機能や能力を最大限に活かし、自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
 - ・ご利用者とその家族とのコミュニケーションを大切にし、利用者の声に耳を傾け出来る限り利用者が自ら選択した場所で望む生活ができるように支援を行う。
 - ・入退院時には病院等への情報提供や情報収集を行い、円滑に在宅生活に復帰できるように情報交換を行う。
- (3) 地域や関係機関との連携
 - ・主治医との連携を行い、適切なサービスが提供できるよう努める。
 - ・他事業所、他職種との連携を密にし、介護保険のサービスだけにとどまらず、それ以外の医療・福祉・社会保険制度のサービスや地域の社会資源の情報や利用について把握し課題解決に有効であると考えられる社会資源を利用者の自己決定に基づきコーディネートできるよう情報の収集に努める。
 - ・地域包括支援センター主催の会議や勉強会に参加し、地域の情報収集や他事業所

との連携を図る。また、困難事例や独居、認知症の利用者等の相談を行い、情報を共有し問題解決に努める。

(4) 人材の質の向上

- ・ 専門職としての業務を的確に行えるよう制度や理解の為、各種研修会や講習会等に施設内、施設外問わず参加し、知識・技術の向上に努める。

【職員研修計画】

介護支援専門員等の質的向上を図るため、以下のとおり研修の機会を設ける

- ・ 採用時研修 採用後 1 ヶ月
- ・ 施設内研修
- ・ 主任ケアマネ研修
- ・ 更新研修
- ・ その他、行政からの通知による必要研修

【他部署との連携】

- ・ 絆福祉会の一員として動く
- ・ 緊急時は他部署との連携を強化する
- ・ 施設行事には積極的に参加し協力する